

【子ども・子育て支援制度】

1. 子ども・子育て支援新制度について

平成27年(2015年)4月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていくことができる支援をめざし、取組を進めています。

新制度の実施に伴い、施設・事業を利用する際の手続きが変わります。施設・事業の利用にあたっては、保育を必要とする事由の有無に応じた「支給認定」を受けていただきます。

(1) 支給認定区分について

支給認定区分は、お子さんの年齢や保育を必要とする事由の有無によって、3つにわかれます。

お子さんの満年齢	保育を必要とする事由なし	保育を必要とする事由あり
0・1・2歳		3号認定 <保育標準時間/保育短時間>
3・4・5歳	1号認定 <教育標準時間>	2号認定 <保育標準時間/保育短時間>

*支給認定証には以下のように表記されます。

- 1号認定 ⇒ 「教育標準時間認定」
- 2号認定 ⇒ 「満3歳以上・保育認定」
- 3号認定 ⇒ 「満3歳未満・保育認定」

(2) 保育必要認定(2号認定・3号認定)を受けるための事由について

保育必要認定(2号認定・3号認定)を受けるためには、下記の事由に該当することが必要です。

- 事由によって、保育の必要量が異なります。
- 事由によって、支給認定の有効期間が異なります。
- 事由に該当しなくなった場合は、認定は無効となります。保育の利用期間も終了します。
- 支給認定の有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。
- 保育標準時間認定の方は、希望すれば保育短時間認定を選択することもできます。
- 3号認定のお子さんが満3歳に達した時は、市が2号認定に職権で変更します。

Q 教育と保育はどう違うのですか。

この冊子で使用する「教育」と「保育」という用語は、以下のとおり、法律上の用語となっています。

教育とは：「学校」である幼稚園等にて行われるもの。幼稚園教育要領等に基づいています。

保育とは：「児童福祉施設」である保育所等にて行われるもの。保育所保育指針等に基づいており、養護と教育が一体となったものを使う。

保育所・幼稚園・認定こども園等、施設の種類によって特徴が下記表のように異なります。保育所と幼稚園の特徴をあわせ持っているのが幼保連携型をはじめとした認定こども園です。なお、満3歳以上の保育内容については、保育所保育指針と幼稚園教育要領の項目は平成13年以降統一されています。

	所管省庁	施設の種類	教育・保育内容の指針
保育所	こども家庭庁	児童福祉施設	保育所保育指針
幼稚園	文部科学省	学校	幼稚園教育要領
幼保連携型認定こども園	こども家庭庁	学校かつ児童福祉施設	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

<保育を必要とする事由・保育必要量・認定有効期間>

標準：保育標準時間

短：保育短時間

保育の必要な事由	保育必要量	支給認定の有効期間
就労 恒常に月 64 時間以上の就労時間(休憩時間を含む)で日常の家事以外の仕事をしている場合 *フルタイム・パートタイム・夜間・居住内労働等のすべての就労を含む。育児休業取得中の新規申込を含む(入所月内中に復職をする誓約が必要)。	標準 短	2号：小学校就学前まで（最長） 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで（最長） *雇用期限のある仕事をされている場合は、支給認定の有効期間が短くなる可能性があります。
妊娠・出産 出産前後の場合	標準	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満 3 歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から、出産日の 8 週間後の日の属する月末まで
保護者の疾病・障害 病気、負傷、障害がある場合	標準	2号：小学校就学前まで（最長） 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで（最長）
介護・看護 同居の親族を常時介護または看護している場合	標準	2号：小学校就学前まで（最長） 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで（最長）
災害復旧 震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	標準	2号：小学校就学前まで（最長） 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで（最長）
求職活動 （起業準備を含む） 就職活動を継続的に行っている場合	短	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満 3 歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から 90 日が経過する日が属する月の末日まで（市の指定する期日（支給認定終了の前月 25 日）までに勤務にかかる保育を必要とする事由証明書の提出が必要です）
就学 学校または職業訓練校に月 64 時間以上通学または内定している場合 ・学校教育法 1 条に規定する学校等 ・職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項もしくは、同法第 27 条第 1 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等	標準 短	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満 3 歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
虐待・DV 児童の虐待や DV のおそれがある場合	標準	2号：小学校就学前まで（最長） 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで（最長）
育児休業取得中の継続利用（兄・姉が対象） 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合（育児休業対象児童の認定も含みます）	短	育児休業取得期間中
その他 上記以外の理由で豊中市が認める場合	標準 短	2号：小学校就学前まで（最長） 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで（最長）

※障害のあるお子さんの集団保育を希望される方は、アページをご覧ください。

[子ども・子育て支援制度]

(3) 保育必要量について（保育標準時間認定／保育短時間認定）

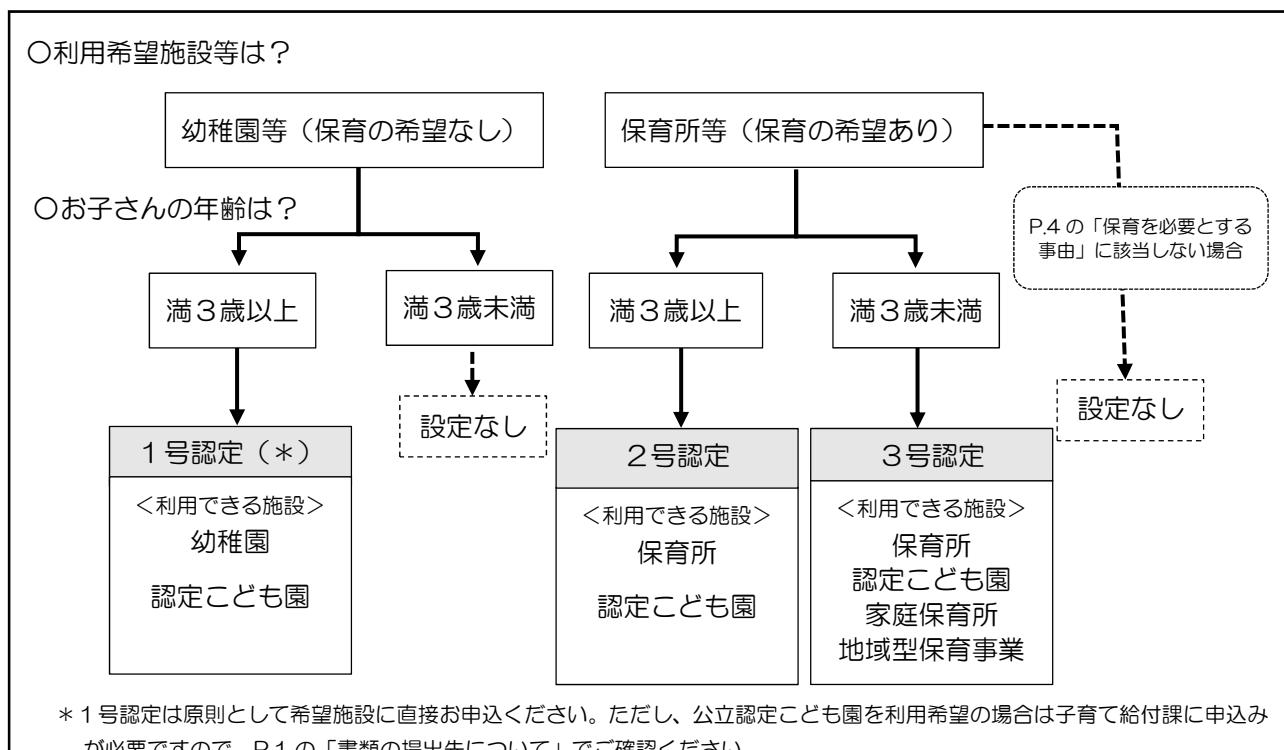
2号認定・3号認定の方は、「保育を必要とする事由」と保護者の状況によって「保育標準時間」・「保育短時間」のいずれかに認定されます。保育標準時間と保育短時間では1日当たりの利用可能保育時間、保育料が異なります。

区分	保育実施時間	認定の基準となる就労時間等 (実働時間+休憩時間)
保育標準時間	7時から18時までの最長11時間/日	月120時間以上
保育短時間	9時から17時までの最長8時間/日	月64時間以上 120時間未満

- 1ヶ月の就労時間等は保育短時間認定相当だが、1日あたりの就労時間等に通勤時間を含めて常態的に8時間を超えるような場合や、勤務時間帯の関係上保育短時間の実施時間を常態的に超えて施設を利用するような場合等は、保育標準時間認定としての取り扱いが可能です。
- 保育標準時間認定の方は、希望すれば保育短時間認定を選択することもできます。

(4) 利用できる施設について

3つの認定区分に応じて、利用できる施設（幼稚園・保育所・認定こども園・家庭保育所・地域型保育事業）が異なります。



※ 私立幼稚園には、新制度園と従来制度園があります。詳しくは施設一覧（P.42）をご覧ください。

<豊中市で利用できる施設・事業者等>

制度	種類	施設・事業者	対象認定区分	施設の説明
新制度	施設型給付	認可保育所	2・3号	保護者の就労・疾病などにより、保育を必要とするお子さんを保育する施設。
		認定こども園	幼保連携型	1・2・3号
			幼稚園型	1・2号
	事業型保育 ※1	幼稚園	1号	幼児期の教育を行う学校。新制度に移行している園です。
		小規模保育事業 ※2	A型	19人までを対象に保育を行います。
	事業型保育 ※1	事業所内保育事業	2・3号	事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
従来制度	私学助成	幼稚園		幼児期の教育を行う学校。従来制度のままの園です。
	独自制度 豊中市	家庭保育所	3号 (0~1歳)	豊中市独自の基準に基づいた保育施設で、0~1歳の子どもを少人数で保育します。豊中市が指定し、保育を委託しています。家庭保育所の利用を希望する場合は、保育必要認定(3号認定)を受ける必要があります。

※1 豊中市では、地域型保育事業においては小規模保育事業A型を中心に進めています。

※2 小規模保育事業及び一部の認可保育所では、認定こども園・認可保育所・幼稚園を連携施設に設定しています。

連携施設は、保育についての交流や、卒園後の受け皿の機能を提供しています。(申込状況により連携施設に通うことができない場合もありますのでご了承ください。)

Q 認可外保育施設が認可保育所や地域型保育事業に移行した場合、申込方法・利用料はどうなるのですか。

認可施設は市が利用調整を行うため、現在、認可外保育施設に申込中の場合は、豊中市へ新たに申込が必要です。保育料は、豊中市で決定した保育料をお支払していただきます。

Q 共働きでも幼稚園やこども園の1号認定で施設を利用できますか。

ご両親ともに就労されている等、保育の必要事由があるお子さんの場合、1号認定に加えて無償化に伴う新2号認定を受けて幼稚園や認定こども園を利用できます。(従来制度幼稚園もご利用できます。その場合は新2号認定の手続きのみ申込をし、1号認定は不要です。)

新2号認定を受けた場合、保育料・預かり保育料は無償化の対象となります(月額上限あり)。
詳しくは、P.28「幼児教育・保育無償化」参照

【子ども・子育て支援制度】

(5) 障害児等で特に集団保育における配慮を必要とするお子さんの相談と申込について

豊中市では、「ともに学び、ともに育つ」理念のもと、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」へ向けたインクルーシブ教育や保育を早くから実施しており、お子さんに発達の遅れや障害のある場合も「豊中市障害児保育基本方針」に基づいた集団保育を進めています。

障害や発達面で支援が必要なお子さんで入所・入園を希望される場合は、子どもの育ちに寄り添った保育を展開するために、施設入所の申込の前に事前相談及び保育観察などをお願いしています。

保育観察の結果、また保護者の意向をふまえ、お子さん自身に集団保育における配慮が必要であると認定された場合、4月選考において最初に選考を行います。

1) 相談・問い合わせ

障害児保育に関する相談先は以下のとおりです。お子さんの集団保育に不安がある場合など事前相談もお受けしていますのでお気軽にご相談ください。

障害児保育についての事前相談：こども事業課（TEL：06-6858-2257）

施設入所申込について：子育て給付課（TEL：06-6858-2252・2253）

2) 申込方法

- ①『3) 障害児保育の申込時期』までにこども事業課でお子さんについての相談支援を受け、お子さんの保育方針・その他必要なことについて助言及び指導（保育観察）を受けてください。
- ②こども事業課への「障害児保育申込」と、子育て給付課への「施設入所の申込」の両方を行ってください。

3) 障害児保育の申込時期

- ①1号認定 7月中旬（公立こども園のみ）
- ②2号・3号認定 9月頃
 - ・申込は4月入所のみで年度途中の入所はできません。申込時期を過ぎて申し込みをされた場合は、次々年度4月からの対象となります。
 - ・申込時期および方法についての詳細は、広報誌「広報とよなか」にてお知らせします。

4) 入所後の注意事項

- ・各園の保育運営体制に関わるため、1号認定の年度途中に施設を変えること、2号・3号認定の年度途中の転所はできません。毎年4月の転所対象となります。

インクルーシブ教育保育とは

インクルーシブ教育保育とは、子どもの年齢や国籍、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちを同じ場所で受け入れる教育保育を指します。

市内の園（所）における障害児保育では、一人ひとりが大切な存在であり、違っていて当たり前という前提に立ち、障害の有無にかかわらず、仲間との豊かな生活・遊びを通して、子ども達一人ひとりが多様性を認め合い、尊重し合う関わりの中で、自尊感情、自己選択、自己決定する力や関わる力を育み、共に生き、共に育ちあうことを基本として、教育保育を進めています。

豊中市障害児保育基本方針



豊中市障害児保育実施要綱

